

令和4年度

事業計画書

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

令和4年度事業計画

令和3年中の交通事故発生状況（警察庁交通事故統計）を見ると、死者数は2,636人（前年比203人減、7.2%減）となっており、警察庁が昭和23年から統計を開始して以降、5年連続で最少を更新した。

また、発生件数は305,425件（前年比3,753件減、1.2%減）、負傷者数は361,768人（前年比7,708人減、2.1%減）であり、ともに17年連続で減少した。

これらは、交通安全活動に携わる関係機関・団体等による不断の努力が功を奏した成果であると考えられる。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われている状況に変わりはなく、国の中央交通安全対策会議は、昨年3月29日に第11次交通安全基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を決定した。

この基本計画では、究極的に道路交通事故のない社会の実現に向けて政府を挙げて更に積極的な取組を行うこととし、令和7年までの5か年で24時間死者数を年間2,000人以下、重傷者数を年間22,000人以下にするという新たな目標が掲げられている。

当協会としても、人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すとの基本的方針の下に、国や、関係機関・団体、民間企業等との連携・協力を図りながら、幼児から高齢者に至るまでの生涯にわたる交通安全教育を引き続き積極的に推進していく方針である。

令和4年度は、交通事故の実態及び国の基本計画等を踏まえ、国、都道府県、都道府県警察、教育委員会等と連携しつつ、子供・高齢者を対象にした歩行者・自転車に関する講習会や高齢運転者に対する交通安全啓発活動など、高齢者と子供の安全確保に関する活動を引き続いて実施していく。

これらの活動で使用する交通安全教育用教材・機器については、伝統的な紙の教材に加えて、シミュレータやVRなどIT技術を活用した機材の開発・普及、研修・教育活動のオンライン化やeラーニング等にも取り組んでいく。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況にあるため、感染予防に最大限配慮して事業を継続するとともに、ウィズ・コロナ時代に適応した交通安全教育手法の開発・普及にも取り組んでいく。

財政面に関しては、コロナ前の事業収益の水準に回復するにはまだ時間を要すると見込まれるが、引き続き基本財産の適正な管理・運用を図り、財政基盤の安定化に努める。

令和4年度に実施を予定している具体的な各種事業は、以下のとおりである。

I	研修・教育活動	
1.	交通安全教育指導者等養成活動	
(1)	交通安全教育指導者研修会の開催（継続）	4
(2)	チャイルドシート指導員養成研修会の開催（継続）	4
(3)	高校生向け自転車安全教育インストラクター認定及び認定更新講習会の開催（継続）	4
(4)	国や自治体等の交通安全教育指導者養成事業の実施（継続）	4
2.	交通安全教育指導者等支援活動	
(1)	学校における交通安全教育に関する協議会の開催（継続）	4
(2)	オンラインを活用した交通安全教育手法の開発および普及の実施（継続）	4
(3)	講師派遣の実施（継続）	5
(4)	国や自治体等の交通安全教育指導者等支援事業の実施（継続）	5
3.	交通安全教育啓発活動	
(1)	高齢運転者及び自転車運転者の交通事故防止を目的とした 移動型交通安全啓発活動の実施（継続）	5
(2)	児童及び高齢者を対象にした歩行者向け交通安全講習会の実施（継続）	5
(3)	児童・生徒及び高齢者を対象にした自転車交通安全教室の実施（継続）	5
(4)	自転車安全利用講習会の実施（継続）	5
(5)	緊急時の対応に関する啓発活動の実施（継続）	5
(6)	国際協力による教育普及活動の実施（継続）	6
(7)	関係機関と連携した交通安全教育啓発活動の推進	
	①シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の事務局（継続）	6
	②交通安全フォーラム推進協議会の事務局（継続）	6
	③全国交通安全運動への参加（継続）	6
	④交通安全ファミリー作文コンクールの実施（継続）	6
II	調査研究活動（継続）	6
III	情報収集提供活動	
1.	月刊誌「交通安全教育」の編集・刊行（継続）	6
2.	ホームページによる情報の発信及び収集（継続）	6
IV	教材の制作・普及事業	
1.	交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及（継続）	7
2.	教育啓発資料の監修・指導等の実施（継続）	7
3.	児童及び自転車通学者向け高視認性安全服認証及び推奨制度の普及（継続）	7
V	基本財産等運用事業（継続）	7

I 研修・教育活動

交通安全教育の担い手である指導者等の養成と指導力・資質の向上を目的として研修・支援を行うとともに、子供や高齢者、一般市民等の交通参加者を対象に、交通安全意識の向上と安全な交通行動の実践化を図ることを目的として交通安全教育啓発活動を実施する。

1. 交通安全教育指導者等養成活動

(1) 交通安全教育指導者研修会の開催（継続）

交通安全教育に携わる行政担当者、交通指導員等を対象に、指導者としての資質向上を目的とした研修会を、内閣府の後援を得て、オンラインで開催する。

研修では、参加者の活動実態や要望等を踏まえたプログラムの下、主として学識経験者による講義、地域における効果的な実践事例発表、テーマ別の班別協議等を行う。

(2) チャイルドシート指導員養成研修会の開催（継続）

チャイルドシートの正しい知識の定着と使用の促進を目的として、チャイルドシートに関する法的・技術的知識、正しい装着方法など専門的知識を習得した指導者を養成するための研修会を、内閣府、警察庁及び国土交通省の後援を得て、オンラインで開催する。

(3) 高校生向け自転車安全教育インストラクター認定及び認定更新講習会の開催（継続）

自動車教習所指導員を対象に、高等学校の自転車安全教育の充実に寄与することを目的として、高校生に対する自転車安全教育における効果的な手法や知識を習得したインストラクター養成のための講習会をオンラインで開催する。

受講後、認定試験等の要件を満たした者には、当協会から「高校生向け自転車安全教育インストラクター」認定証を交付するとともに、1事業所に3名以上の認定者がいる事業所については、適正な活動を行う旨の誓約書の提出をもって「高校生向け自転車安全教育団体」として認定を行う。

また、認定者を対象に、認定者のレベルアップを図ることを目的とした中級及び上級認定更新講習会をオンラインで開催する。

(4) 国や自治体等の交通安全教育指導者養成事業の実施（継続）

国や自治体等からの委託による交通安全教育指導者養成に係る事業を行う予定である。

2. 交通安全教育指導者等支援活動

(1) 学校における交通安全教育に関する協議会の開催（継続）

都道府県及び政令指定都市教育委員会に加えて、令和4年度は中核都市及び東京都特別区教育委員会の交通安全教育担当者等を対象に、学校における交通安全教育の拡充を図ることを目的として、文部科学省の後援を得て、先進的な実践現場の視察や子供の交通事故実態等を踏まえた重要課題についての協議、意見・情報交換等を内容とする協議会をオンラインによるシンポジウム形式で開催する。

(2) オンラインを活用した交通安全教育手法の開発および普及の実施（継続）

(一社)日本損害保険協会の自賠責運用益拠出事業からの補助により、適切な新型コロナウイルス

ス感染症予防対策を組み込んだ対面・集合型の交通安全教室や講習会等の運営ノウハウを確立するとともに、非対面・非接触型のオンラインでの交通安全教育手法を開発することで、子供たちの交通安全教育の機会を確保する。

令和4年度は、新たにオンライン交通安全教育を効果的に実施するための教育支援アプリを制作するとともに、実際にモデル事業を実施し、その成果を交通安全教育に携わる関係者等に広く紹介することで、オンラインを活用した交通安全教育モデルとして全国への普及を図る。

(3) 講師派遣の実施（継続）

自治体や関係機関・団体及び民間企業等からの要請により、交通安全教育指導者や児童・生徒から高齢者まで対象者に合わせた交通安全講習会や啓発イベントへ職員等の講師を派遣する。

(4) 国や自治体等の交通安全教育指導者等支援事業の実施（継続）

国や自治体等からの委託による交通安全教育指導者等支援事業に係る事業を行う。

3. 交通安全教育啓発活動

(1) 高齢運転者及び自転車運転者の交通事故防止を目的とした移動型交通安全啓発活動の実施（継続）

J A 共済連からの委託を受けて、地域で実施されるイベント等に自動車及び自転車の交通事故防止を目的に、当協会が共同開発した「交通安全危険予測シミュレータ（自転車編・自動車編）」を搭載した車両及び指導員を年間約 100 回派遣する。

(2) 児童及び高齢者を対象にした歩行者向け交通安全講習会の実施（継続）

東京都からの委託を受けて、児童とその保護者及び高齢者を対象に当協会の「交通安全危険予測シミュレータ（歩行者編）」を活用した交通安全教室や啓発イベントを年間約 160 回実施する。

(3) 児童・生徒及び高齢者を対象にした自転車交通安全教室の実施（継続）

東京都からの委託を受けて、児童・生徒及び高齢者を主な対象に当協会の「交通安全危険予測シミュレータ（自転車編）」や「交通安全危険予測 VR（自転車編）」を活用した交通安全教室や啓発イベントを年間約 160 回実施する。

(4) 自転車安全利用講習会の実施（継続）

東京都武蔵野市からの委託を受けて、一般市民や市職員等を対象に、自転車事故の発生状況や安全な乗り方等についての講義を内容とする自転車の安全利用のための講習会を実施する。

令和4年度は、一般講習約 20 回、出前型講習約 20 回で約 3,500 名の受講者を対象に、自転車安全利用講習会を実施する。

(5) 緊急時の対応に関する啓発活動の実施（継続）

日本保安炎筒工業会との連携・協力により、交通事故・二次災害等の減少に資することを目的として、発炎筒の使用方法や性能、非常時等における対処方法を普及啓発するためのポスター5,000 枚を制作し、全国の都道府県、政令指定都市、警察本部、各高速道路(株)等に配布する。

(6) 国際協力による教育普及活動の実施（継続）

諸外国からの交通安全視察研修等の要請に応じて講習や資料提供を行う。令和4年度は、既に採択されているJICA草の根技術協力事業におけるミャンマー連邦共和国での事業実施について引き続き検討を行う。

(7) 関係機関と連携した交通安全教育啓発活動の推進

①シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の事務局（継続）

関係省庁、団体等官民一体となって国民のシートベルトとチャイルドシートの着用推進啓発活動を行っている「シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会」の活動に協力するとともに、同協議会の事務局を担当する。

②交通安全フォーラム推進協議会の事務局（継続）

国民の交通安全意識を高揚することを目的とした交通安全フォーラム（内閣府及び開催地の県・市主催、関係省庁後援、関係団体協賛）の推進協議会の活動に協力するとともに、同協議会の事務局を担当する。

③全国交通安全運動への参加（継続）

官民一体となって実施している「春・秋の全国交通安全運動」に協賛団体として参加・協力を行う。

④交通安全ファミリー作文コンクールの実施（継続）

警察庁及び関係団体との共催により、「我が家の交通安全」をテーマにして各家庭における交通安全に関する話合いを進めることを通じ、国民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に資することを目的とした交通安全ファミリー作文コンクールを実施する。

II 調査研究活動（継続）

効果的な交通安全対策や事業の企画・実施・評価に資することを目的として、交通事故や交通行動の実態、内外の交通安全教育の動向や有効な教育手法等、交通安全に関する調査研究を実施する。

III 情報収集提供活動

主として行政や教育現場、地域や職場において交通安全教育に携わっている担当者等に対し、交通安全教育等を推進する上で有益かつ実践的な情報を提供するとともに、当協会の活動内容やタイムリーな交通安全情報等を広く国民一般に向けて発信することを目的として実施する。

1. 月刊誌「交通安全教育」の編集・刊行（継続）

交通安全に関する対策や指導方法、具体的な教育指導事例等を掲載した月刊誌「交通安全教育」を毎月編集・刊行する。また、月刊誌電子書籍版の本格運用を開始し、デジタル媒体ならではの動画や音声と連携させたリッチコンテンツの開発にも取り組み、読者の拡大を図る。

2. ホームページによる情報の発信及び収集（継続）

ホームページの積極的な活用を通して、最新の交通安全教育活動や改正道路交通法、各種教材・機材等に関する情報を広く発信する。また、適時ホームページのリニューアル等を行うとともに、フェ

イスブックやツイッターなどのSNSを積極的に活用して情報を発信する。

IV 教材の制作・普及事業

交通安全教育及び交通安全啓発活動の効果的推進に資することを目的として、交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及を行う。

1. 交通安全教育等啓発資料・機材の開発・普及（継続）

積極的な情報収集の下、ユーザーのニーズに対応した新規の教育用資料の企画・制作や次世代型の教育用機材の開発に努めるとともに、全国の自治体、関係機関・団体等に対する訪問活動やホームページ・DM等の媒体を活用した広報活動を通して、各種啓発資料・機材の有効活用を普及促進する。

また、交通事故の経年変化や道路交通法の改正等に対応して、適宜、資料・教材の改訂を行う。

令和4年度は、「交通安全危険予測VRシリーズ」の歩行者編を完成させるとともに、当協会の各種シミュレータで表現されている様々な交通場面のCGを活用した教育用デジタルコンテンツを開発して、講習会や機材レンタルでの利用を促進することで普及の拡大を図る。

2. 教育啓発資料の監修・指導等の実施（継続）

関係機関・団体及び民間企業等が企画・制作する交通安全啓発用資料・教材に対して、要請を受けて、企画・監修・指導等を行う。

3. 児童及び自転車通学者向け高視認性安全服認証及び推奨制度の普及（継続）

「子どもたちを交通事故から守り、ドライバーを加害者にしない」ことを目的として、ドライバーから児童や自転車通学者の視認率を高めるための高視認性安全服の着用普及を図るために、「児童及び自転車通学者向け高視認性安全服」に対して交通事故防止の観点から基準を設け、基準に適合した製品を認証するとともに、その証として認証ラベルを発行する。

V 基本財産等運用事業（継続）

基本財産等の運用に関する事業において、効果的な運用に取り組み、健全な運営に不可欠な財政基盤の安定に資することとする。